

令和 7 年 1 月 7 日
長崎県県民生活環境部地域環境課

PM2.5 の注意喚起等に係る対応方針

国が示した、微小粒子状物質（PM2.5）に関する「注意喚起のための暫定的な指針」を踏まえた本県の対応方針は、以下のとおりとする。

1. 注意喚起を行う判断方法

①午前5時から7時までの3時間の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合。

②午前5時から12時までの8時間の平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合。

※注意喚起対象区域に複数の測定局がある場合は、1測定局でも上記の平均値を超過した時は注意喚起を行う。

なお、上記①②に該当しない場合であっても、日中の濃度上昇により PM2.5 濃度の日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を明らかに越えると予想される場合には、関係市町と協議のうえ、注意喚起を行う。（午後2時から午後6時の各時間帯で判断）

2. 公表時間

PM2.5 濃度の日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を越えると予想される場合には、各判断時間の1時間後までに、県が県民に対し注意喚起の「お知らせ」を公表し伝達する。なお、区域内で既に注意喚起を行っている場合は、追加の注意喚起は行わない。

3. 注意喚起をする区域分け

注意喚起を実施する対象区域については、別表1のとおりとする。

4. 注意喚起の周知方法

PM2.5 の注意喚起に係る情報伝達連絡網は別表2のとおりとし、県地域環境課から関係機関への連絡は FAX により行う。

また、県ホームページにも情報を掲載する。

5. 注意喚起の内容

- ・ 暫定指針値：日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える可能性がある。
- ・ 不要不急の外出は控える。
- ・ 屋外での激しい運動はできるだけ減らす。
- ・ 外出時はマスクを適切に着用することが望ましい。
- ・ 屋内に粒子を持ち込まないように、室内の換気は必要最小限にとし、洗濯物はできるだけ室内に干すなどの工夫を行う。

6. 注意喚起の解除

注意喚起は、一般の人が屋外で活動する機会の増える日中の行動の参考情報として公表し伝達するものであることから、翌日午前0時をもって、この注意喚起の情報は自動的に解除されるものとする。

7. 新たな知見が得られた場合の措置

この対応方針は、国の方針を踏まえた暫定的なものであり、新たな知見や方針が得られた場合は、速やかに見直しを行うこととする。

PM2.5 注意喚起対象地域及び測定局一覧

地区名	測定局	注意喚起対象地域	備考
県央地区	稲佐小学校(長崎市) 小ヶ倉(長崎市) 東長崎(長崎市) 村松(長崎市) 時津小学校(時津町) 雪浦(西海市) 諫早(諫早市) 大村(大村市) 川棚(川棚町) (計 9 局)	長崎市 西海市 (平島・江ノ島除く) 時津町・長与町 諫早市・大村市 川棚町・波佐見町 東彼杵町	
県北地区	福石(佐世保市) 大塔(佐世保市) 吉井(佐世保市) 松浦志佐(松浦市) (計 4 局)	佐世保市 (宇久町除く) 松浦市・平戸市 佐々町	
県南地区	島原(島原市) 小浜(雲仙市) (計 2 局)	島原市・雲仙市 南島原市	
五島地区	五島(五島市) (1 局)	五島市 新上五島町 佐世保市宇久町 西海市 平島・江ノ島 小値賀町	
壱岐地区	壱岐 (1 局)	壱岐市	
対馬地区	対馬 (1 局)	対馬市	
計 6 地区	計 18 局		